

# 宍粟市で空き家・空き地をお持ちのみなさまへ

空き家や空き地の 売却・ 賃貸 を考えてみませんか?

宍粟市では、市職員が空き家等の売却・賃貸の おてつだい をしています。

### ●『空き家・空き地バンク』とは●

『空き家・空き地バンク』とは空き家等を提供したい所有者と空き家等を利用したい方を結びつけるための仕組みです。 空き家バンク制度開始から200件以上の契約が成立し、多くの空き家が新たな所有者のもとへ引き継がれています。 また、空き地の取り扱いもはじまり、より多くのニーズに応えられる制度となりました。

(※空き地のみの登録は良好な管理状態にある登記地目が宅地で、分譲地以外の土地を登録対象としています。)

### ●『空き家・空き地バンク』登録のメリット●

☑無料で登録し、手軽に情報発信ができる。

必要書類提出・登録調査時の立ち合いのみで手軽に登録ができます。 登録後は、市公式サイトや全国版空き家バンクWebサイトに掲載されます。

☑ 市職員が内覧動画を作成!多くの利用希望者に情報発信ができる。

YouTubeやInstagramを使用し、物件の内覧動画を作成することで多くのターゲットに物件を紹介しています。 近隣者のみならず、空き家バンクを通して北海道や沖縄、海外にお住まいの方など、幅広いエリアの方が当市の 物件を購入しています。

## ●物件登録のながれ●

〈STEP1〉登録書類の提出

【窓口・郵送で申請する場合】

下記の書類を郵送または建設部住宅土地政策課の窓口に提出してください。

- ❖空き家・空き地バンク登録申込書
- ❖ 空き家等登録カード
- ❖空き家・空き地バンク利用誓約書(物件登録者用)

【パソコン・スマートフォンで申請する場合】 下記のURLまたはQRコードから申請用ウェブサイト にアクセスし、必要事項の入力をしてください。

URL https://logoform.jp/f/HNlBe

QRコード

### 〈STEP 2〉現地調査日の調整

登録書類確認後、市職員より現地調査日の調整のため、ご連絡いたします。

#### 〈STEP3〉登録内容の確認

現場調査時の内容をまとめた書類を郵送します。内容確認後、修正希望箇所が無ければ公開を開始します。 価格設定等は後からでも変更可能です。

#### ●問い合わせ先● 宍粟市建設部住宅土地政策課

## ●空き家・空き地について考えてください● 空き家・空き地を放置するとどうなるでしょう…。



# 草木が繁茂…

家のまわりは雑草だらけ。 中は動物の住処に... 景観を損ねるだけでなく 不衛牛になり近隣に 迷惑となります。



# 火災等思わぬトラブル…

電気配線やガス管が劣化し、 漏電や自然発火を招いたり 放火犯に狙われる場合も。 延焼で大惨事になることも...



# 倒壊や屋根等の 落下による事故…

空き家になり、管理を 怠ると、建物の老朽化が 著しく進行します。 通行人等に怪我を させてしまう場合も...

## ●宍粟市役所や専門業者にご相談ください!!!●

家の売買について、 分からないことだらけ...

専門家と相談できる 場所ってあるのかな...

管理が大変で手放したい

田畑や山もあるけど 売れるのかな...

何から始めたら良いの?

修繕しないと使えないけど 借りてくれる人はいるの?

築年数も分からないくらい 古いけど売れるのかな



ご家族・ご親戚とも相談の上、当面使用しない・将来使う予定が 無い等の場合は売却・賃貸について考えてみませんか。

『何から始めたら良いか分からない』『知らない人に家を貸すのは 不安」など、お気軽に宍粟市住宅土地政策課までご相談ください。



# ●宍粟市空き家・空き地バンク制度の流れ●

所有者より提供いただいた情報をもとに市公式サイト等で情報発信します。利用希望者から内覧 希望等の申し出があった際に市職員が間に入り日程調整等を行います。また、自治会等からも情報 提供いただき、利用希望者からの様々な質問に市職員が応じています。





利用希望者

自治会情報等連絡調整

自治会等

自治会活動情報の提供



空き家・空き地バンク 公式サイトはこちら!!!

央粟市 空き家パンク





#### 空き家・空き地バンク登録申込書

年 月 日

宍粟市長 様

住 所(所在地)

(ふりがな)

氏 名(名称及び代表者名)

生年月日

宍粟市空き家・空き地バンク実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへの登録を申し込みます。

記

- 1 契約交渉については、当事者間で行うか、又は一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。) へ媒介を依頼します。併せて、宅建協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 空き家・空き地バンクへの登録内容は、別紙「空き家等登録カード(様式第2号)」に記載の とおりです。
- 3 空き家・空き地バンクへの登録内容について、自治会、利用登録者及び全国版空き家・空き 地バンク等の広報媒体へ情報の提供を承諾いたします。
- 4 私は、宍粟市暴力団排除推進条例(平成24年宍粟市条例第4号)第2条第3号の暴力団員及び同条第4号の暴力団密接関係者でないことを誓約し、登録内容を警察照会に利用することに同意します。

登録番号( - - - )

申込者			郵便番号 住所(所在 <sup>フリガナ</sup> 氏名(名称及 電話番号	也) 及び代表者	香名)					
物件の所在地			町番地							
			□ 建物及び土地所有者 □ その他 ( 相続人							)
登記の状況			□建物・土地ともに登記済 □未登記( 建物 ・ 土地 )							
売却又は賃貸の別			□ 売却	□ 賃貸	口両力	f 仲介業者	□あ	<b>ე</b> □	なし	
希望売却・賃貸価格			売却			円賃貸				円
物件の概要	空き家	用途	□住宅	□店舗	□その他	<u> </u>				)
		構造	□木造  □	□鉄骨造	□鉄筋□	コンクリート造	口その	他 (		)
			□平屋建 □	二二階建	□その他	<u>p</u> (				)
		敷地面積			m²					
		建築面積			m²	延床面積				m²
		建築時期	明治・大正・昭和 平成・令和		年	空き家になった時期	昭和・平 令和	年	(約	年経過)
		程度	□補修不要	(即入居司	可能)					
			□多少の補修が必要(畳替え、窓、内装程度)							
			□大幅な補値	多が必要	(屋根替え	と、床・柱腐食、	雨漏り	等)		
		付帯物件	□畑(		m²) □ 🛭	∃ (	m²) 🗆	山 (		m²)
			□車庫 □倉庫 □蔵 □その他( )□						口なし	<u></u>
		設備関係	電気	□通電中	中 □休⊥	上中 □廃止 □	その他	(		)
			ガス □ガス配管(あり・なし) □オール電化							
			水道 □上水道 □簡易水道 □井戸 □その他(						)	
			風呂	□電気	□ガス	□灯油 □薪	口その	他(		)
			トイレ	□水洗	(下水道・	・浄化槽) □汲み	取り	/ □和式	□洋	式
			駐車場	□あり	(	台) 口なし	,			
			その他							
	空	土地面積	m² 地目							
	き	給水	□上水道 □簡易水道 □井戸 □その他(							)
	地	排水	□下水道 □	]浄化槽	□その他	<u>h</u> (				)
その他連絡先			□仲介業者	会社名				担当者		
			□その他	氏名				関係		
			連絡先	(	)	_	_			
特記事項										

#### 空き家・空き地バンク利用誓約書 (物件登録者用)

私は、宍粟市空き家・空き地バンク制度(以下「空き家・空き地バンク」という。) の利用にあたり、宍粟市空き家・空き地バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で申し込みます。

また、申込書や登録カードの記載事項に偽りはなく、私と空き家・空き地バンク「利用者」の間で行う交渉・契約には誠意をもって対応するとともに、交渉・契約に関する問題が起きた場合は、私と「利用者」の間で責任をもって解決することを誓約します。

なお、空き家・空き地バンクを利用することで得られた情報については、利用目的に 沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

さらに、空き家等の所有者としての責任と自覚を持ち、自治会や近隣関係者等との協調に努めることを誓います。また、金銭や近隣トラブル等の問題が生じた場合は当事者同士で解決することを誓約します。

#### 【注意事項】

年

月

 $\Box$ 

- 〇物件情報(特に価格や条件)と異なった内容での交渉や条件提示はトラブルの原因と なるので行わないでください。条件を変更する場合は、市に必ず報告してください。
- ○登録者は、自身の財産を有効活用するという自覚を持ち、近隣への理解や、交渉・契約・利用者への見学等の対応について主体的に行ってください。市は、登録された物件について情報発信を行い、空き家・空き地利用希望者を所有者にご紹介するまでを行います。
- ○空き家・空き地バンク利用者については、市は、暴力団関係者ではないことを警察署 に確認していますが、収入や財産の状況、人間性などは調査できません。登録者の判 断で交渉や契約等を行ってください。
- 〇新しい利用者が決まるまでに、近隣への挨拶、登記変更、物件の片付け、契約の方法、金銭の受け渡し方法等についての準備を進めるようにしてください。
- 〇当事者間のみでの契約は、多くの危険を伴いますので、市では、宅地建物取引業者の 媒介を推奨しています。媒介に関してご要望があれば、(一社) 兵庫県宅地建物取引 業協会西播磨支部を紹介します。

上記のすべての内容について誓約、了承したうえで、宍粟市長に空き家・空き地バン クの利用を申し込みます。

住 所		
<u> 12 //1</u>		
氏 名		